

子母発0424第6号
老推発0424第4号
老高発0424第4号
老振発0424第3号
老老発0424第2号
平成31年4月24日

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 会長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等
に関する法律」の施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）」が平成31年4月24日に成立し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令」（平成31年政令第160号）及び「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則」（平成31年厚生労働省令第72号）とともに、同日施行されました。

今後、厚生労働省としては、対象となる方からの請求に基づき、一時金の支給事務を行うこととなりますが、法の円滑な施行に向けて、貴会におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、貴会会員に周知してい

たゞきますようお願いします。

記

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続等についての周知を行うこととされていますが、その際には、関係者の協力を得て行うこととされています。支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。

貴会におかれましては、会員事業所でのリーフレット（別添1）の配布、会員事業所の所在する都道府県の旧優生保護法一時金支給担当窓口の案内等、制度の周知にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

別添1：旧優生保護法一時金支給法に関するリーフレット

別添2：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律関係資料（関係法令・通知）

（照会先）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
工藤、池田、釦持

電話：03-5253-1111（内線 4974、4979）